

京都市消防局訓令甲第5号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

京都市消防局長 山内博貴

別表第3局警防本部の項中「災害現場指揮支援車」を「救助工作車」に改め、同表上京警防本部の項中「速消小型水槽車」を削り、同表左京警防本部の項中「小型水槽車」を「小型水槽車、救助器材搬送車」に改め、同表東山警防本部の項中「速消小型水槽車」を削り、同表南警防本部の項中「災害現場指揮支援車」を「救助工作車」に改め、同項中「ポンプ車」を削り、同表右京警防本部の項中「救助工作車」を「救助工作車、救助器材搬送車」に改め、同表西京警防本部の項中

「

桂 消 防 隊	ポンプ車
---------	------

」を

「

桂 消 防 隊	小型水槽車
---------	-------

」に改め、同表伏見警防本部の項中

「小型はしご車」を「ブーム付水槽車」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)